

鹿児島産業保健推進センターでは、身近で有用な情報を四半期に1回、当センターから毎月初めに配信したメールレター（無料）の内容を中心に取まとめて、本紙によりお伝えしておりますのでご利用ください。

## 熱中症特集

詳しくは、当センターホームページをご覧ください。

⇒ <http://sanpo-kagoshima.jp/>

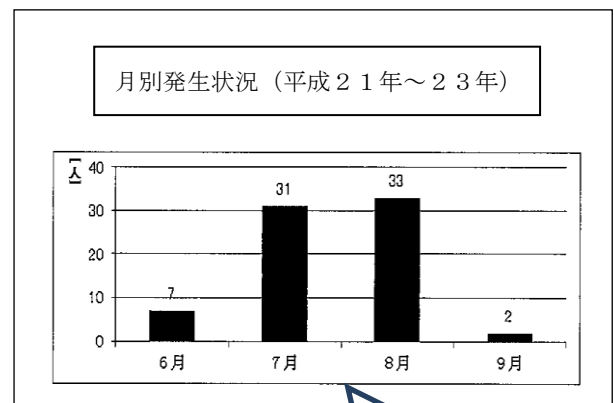
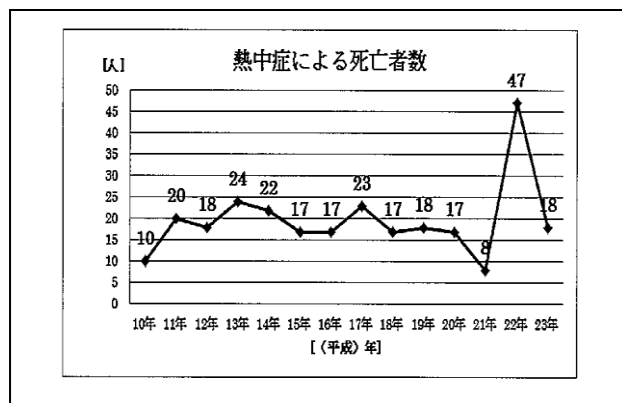
トップページ → 産業保健相談ご案内 → 熱中症予防等

### \* 熱中症による死亡災害発生状況（平成23年）について（厚生労働省）

平成23年の「職場での熱中症による死亡災害の発生状況」が発表されました。

職場での熱中症による死亡者数は、統計を取り始めた平成9年以降では平成22年の47人が最高でしたが、それ以外の年は概ね20人前後の年が多く減少傾向を示していません。なお、平成23年は18人が死亡しています。

詳細⇒ <http://wwwhaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=175619>



7～8月がピークです！

### \* 暑い日は作業計画の見直しを！

～昨年の傾向や今夏の節電計画に基づいた平成24年の職場での取り組み～（厚生労働省）

今年の夏は、例年並みかそれ以上の暑さが予想されていることと、電力需要のひっ迫が見込まれるため、平成24年も熱中症に対する予防対策を重点的に実施することとなっています。

詳細⇒ <http://wwwhaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=175613>

## 平成24年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施についての概要

- 1 建設業や、建設現場に付随して行う警備業においては、職場での熱中症予防対策を実施し、特に次の4項目を重点事項とすること。
- (1)WBGT基準値を超えることが予想される場合には、簡易な屋根の設置、スポットクーラーの使用、単独作業の回避を行うとともに、作業時間の見直しを行うこと。  
作業時間については、特に、7、8月の14時から17時の炎天下等でWBGT値が基準値を大幅に超える場合には、原則作業を行わないこととすることも含めて見直しを図ること。
- (2)作業者が睡眠不足、体調不良、前日に飲酒、朝食が未摂取、感冒等による発熱下痢等による脱水等の場合、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから作業員に対して日常の健康管理について指導するほか、朝礼の際にその状態が顕著にみられる作業員については、作業場所の変更や作業転換等を行うこと。
- (3)管理・監督者が頻繁に巡視を行う、朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業員に、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を定期的に摂取させること。
- (4)高温多湿作業場所で初めて作業する場合には、順化期間を設ける等配慮すること。
- 2 製造業においては、職場での熱中症予防対策を実施し、特に次の2項目を重点事項とすること。
- (1)WBGT値について計測等を行い、必要に応じ作業計画の見直し等を行うこと。
- (2)管理・監督者が頻繁に巡視を行う、朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業員に、自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を定期的に摂取させること。
- 3 初夏においては、熱への順化が十分行われていないことや労働衛生教育が十分でないと考えられるので、基本対策を早期に実施すること。

## \*熱中症を防ぐために～皆さまに取り組んでいただきたいこと～（厚生労働省）

熱中症予防を広く国民に呼びかけるために作成されたリーフレットです（A4版両面に詳しく書いてあります）。印刷してご活用ください。

詳細⇒ <http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=175983>

**熱中症** を防ぐために

## ～皆さまに取り組んでいただきたいこと～

熱中症の発生は7～8月がピークになります。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

- 熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。
- 熱中症になった場合も、適切な応急処置により救命することができます。
- 一人ひとりが、熱中症予防の正しい知識をもち、自分の体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけ合って、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

## \*熱中症予防情報サイト（環境省）

熱中症などに対する注意を促すことを目的に、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）、熱中症患者速報、熱中症への対処方法に関する知見など熱中症関連情報を提供しています。

特に、都道府県名と地点を入力すると、その地点における暑さ指数の予報値、速報値が表示されます。

詳細⇒ <http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

## \*熱中症情報に関するホームページ

## 熱中症情報に関するホームページ

## ●熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレット、予防カード、暑さ指数(WBGT)予報ほか

- ◇環境省 熱中症情報 [http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/)  
熱中症予防情報サイト <http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

## ●天気予報、気象情報、異常天候早期警戒情報ほか

- ◇気象庁 熱中症に注意 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>  
異常天候早期警戒情報 <http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

## ●健康のために水を飲もう推進運動

- ◇厚生労働省 健康のために水を飲もう推進運動 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

## ●職場における熱中症予防対策

- ◇厚生労働省 職場における労働衛生対策 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>

## ●全国における熱中症傷病者救急搬送に関する情報

- ◇消防庁 熱中症情報 [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

## \*鹿児島労働安全衛生大会が開催されました。

平成24年7月2日に鹿児島市民文化ホールにおいて、県内の事業場から約600名が参加して「平成24年度鹿児島労働安全衛生大会」が開催されました。

大会では、労働災害による犠牲者のご冥福をお祈りするために黙祷を行い、その後優良事業場の表彰式が行われました。また、特別講演も行われ、当センター特別相談員である鹿児島県厚生連健康管理センター副所長の草野健先生が「職場における健康管理の要諦」と題して講演されました。

講演では、これまでの豊富な経験を元に健康づくりの重要性を時にユーモアを交えながらお話いただきましたが、一番の要諦は「職場の雰囲気」であるということや、メタボ対策としては「笑うこと」(良い笑顔で明るい職場を作る)と「食事」(いただきますの心でかみしめて楽しくおいしく)との講演内容に、来場者も「なるほど」とうなずきながら聞き入っていました。

大会の最後には「家庭や地域社会において重要な役割を担っている働く人々の安全と健康を守り、快適な職場環境を作るため、労使協力して全力を尽くすことをここに宣言する」という大会宣言を参加者全員で採択し終了しました。



## ～産業保健相談員より～

## ●「今後の特定健診・保健指導について」

基幹相談員 前田雅人(担当分野:産業医学)

厚生労働省から今後の特定健診・保健指導の在り方について、「健診・保健指導の在り方に関する検討会」中間とりまとめが報告されました。内容は(1)現在の特定健診・保健指導の枠組みについて、(2)特定健診・保健指導に

おける腹囲基準の在り方について、(3) 特定保健指導非対象者への対応について、(4) 特定保健指導の在り方についての4つの項目から構成されています。特に注目すべき点としては、腹囲をやはり第一基準としていること、一方腹囲などの基準に該当しない非対象者に対しては、個々のリスクに着目した対応が適切に行われるよう、健診・保健指導プログラム指針への明記が述べられています。また健診項目に血清クレアチニン検査を導入するための協議や特定保健指導におけるポイント制などの一部見直し、血圧や喫煙に着目した保健指導の充実が挙げられています。今後も厚生労働省からの発表に留意していきたいと思っております。

● **職場におけるリスクに基づく合理的化学物質管理促進のための法令の改正がなされようとしております。**

基幹相談員 林 和幸(担当分野:労働衛生工学)

(1)改正の要旨

化学物質に起因する労働災害が発生するなか、当該災害を減少させるため、事業者による危険有害性の調査とその結果による安全衛生対策を講じて頂くための、平成22年12月「労働政策審議会建議」「今後の職場における安全衛生対策について」を受け、平成23年12月の「検討会報告書」を踏まえ、(1)多様な発散防止抑制措置の導入(2)作業環境測定結果等の労働者への周知の必要性を目的になされます。

(2)多様な発散防止抑制措置の導入の概要

対象となる作業場概要:有機溶剤1・2種、局排等が義務付けられている作業場。鉛業務で局排等の義務付けられている作業場。特化物のガス・粉じん取扱い作業場で局排等が義務付けされている作業場(第一類物質は対象外)。いずれも作業環境測定の実施、当該結果の評価の実施が義務付けされた物。

許可申請のための局排等の設置の特例:局排等の設置の義務があるが、下記の発散防止抑制措置のもと作業環境測定を行うことができる。

ア、事業者は、発散防止抑制措置により作業場の作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該措置を講ずることにより、局排等を設けないことが出来る事。

イ〜キ、(省略)事項を遵守すること。

呼吸用保護具の事業者の義務・労働者の使用義務を定め、所要の規定の整備を行うこと。特化物のベンゼン等に関わる局排等の設置義務についても同様とする。

(3)作業環境測定の評価結果等の労働者への周知の概要

対象となる作業場所:有機溶剤1・2種、局排等が義務付けられている作業場。鉛業務で局排等が義務付けられている作業場。「特化物のガス・粉じん取扱い作業場で局排等が義務付けされている作業場(第一・三類物質は対象外)。いずれも作業環境測定の実施、当該結果の評価の実施が義務付けされたもの。」で、第三管理区分のみ。

● 「**勤労者が運動しやすい環境を提供する鹿児島県の取り組み**」

基幹相談員 堀内 正久(担当分野:産業医学)

運動が体にとって良いことは、頭でわかっているにもかかわらずなかなか具体的に実行できないのが現状です。勤労者にとっては、日常の仕事の中で活動量を増やす工夫が大切でしょう。また、社会の仕組みの中で、運動や生活活動を高める取り組みを利用するのも一つの方法です。鹿児島県では、「エコ通勤割引パス」を無料で発券しています。毎週水曜日、バス・市電(離島を除く)が半額で利用できます。社会環境や体のために「ノーマイカーデー」という趣旨です。また、鹿児島市、鹿屋市、奄美市では、それぞれの中小企業労働者福祉センターが、スポーツ施設の利用料や地域で行われるマラソン費用を加入者に対して援助しています。このような福祉センターの取り組みは、経費を単に援助するだけでなく、「運動したい」という方たちの仲間づくりに一役買っていることと思っております。鹿児島産保センターは、勤労者が運動しやすい環境についての情報を産業保健に関わる方に提供していければと思っております。

★研修・セミナー予定及びメールレターの申込方法等については、当センターHPをご覧ください。★  
本紙に対するご意見等をお寄せください! ⇒ E-Mail info@sanpo-kagoshima.jp